

児童文化財の活用を考える
—「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」における領域「言葉」に視点を置いて—

齊 木 恭 子

Kyoko SAIKI :

A Study on Using Children's Cultural Assets

—From the Viewpoint of the Course of Study of Language in
“Kindergarten Education Guidelines” and “Childcare Center Guidelines”—

鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要 第76号 抜刷

2018年1月

児童文化財の活用を考える —「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」における領域「言葉」に視点を置いて—

齊木 恭子¹

Kyoko SAIKI : A Study on Using Children's Cultural Assets

—From the Viewpoint of the Course of Study of Language in “Kindergarten Education Guidelines”
and “Childcare Center Guidelines”—

本研究は、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の領域「言葉」における児童文化財の内容を明らかにし、それぞれの役割と活用を探ることを目的とする。調査・分析の結果、児童文化財の中でも絵本と物語はそれぞれの特性から領域「言葉」と強く関連し、それぞれが子どもの言語発達に沿った役割を果たすことを確認した。また、そのほか、児童文化財である紙芝居やパネルシアター、言葉遊び、手遊びなどと子どもの言語獲得との関わりについても考察した。

キーワード：幼稚園教育要領 保育所保育指針 児童文化財 絵本 物語

はじめに

絵本や紙芝居といった児童文化財は、保育において重要な役割や意義を持つものとされ、それらを活用した保育実践は、保育者の資質や専門性とも関わってくる。

鳥取短期大学幼児教育保育学科の保育者志望の学生たちは2年間を通して何度かの実習を経験しているが、幼稚園や保育所での保育実践内容を尋ねると、ほとんどの学生が絵本の読み聞かせを準備し、実際に行ったと答える。部分実習での指導案のもとに行う場合もあれば、午睡の前、降園前の空いた時間、実習園から求められて急ぎよ読み聞かせをすることになるなど、どの保育現場でも絵本の読み聞かせは日常的であり、実習生にもその力が求められていることがわかる。また、これまでの「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、中でも領域「言葉」で

は、「絵本や物語などに親しみ」、「絵本や物語などで」といった記載が見られ、言葉の発達において絵本や物語の役割や活用が重要視されていることは明らかである。しかし、学生の言葉からは、保育実践といえは絵本の読み聞かせといったように、数ある児童文化財の中でもその取扱いが比較的簡単と捉えての実践であることも窺える。パネルシアターやエプロンシアターなどの活用における“お話を覚えて演じる”ことは、ある種の労力を要することは否めないが、子どもにとって心に残る様々な体験は、心身の発達に何らかの影響を与え、生涯に渡り続くものである。保育の場にあっては児童文化財の適切な選択と活用が望まれるのである。

2017年3月、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改定、告示された。

本稿では、まず「児童文化」関連テキストから児童文化財について再確認し、2018年度版「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」から児童文化財に関する記載事項を調査・分析していく。そのうえで、領域「言葉」と関わりのある児童文化財についてそ

1 鳥取短期大学幼児教育保育学科

これらの役割と活用について考察していく。

なお、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を参酌された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」については、関心の対象となる「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」が「幼稚園教育要領」に準じているため、ここでは割愛した。

1. 児童文化財の確認

児童文化財の個別の内容を確認するため「児童文化」に関連したテキスト類を調査した。講義用のテキストとして、児童文化財の個々の内容についてその歴史、特性、教育的意義、取扱いについての概論が述べられたものであり、それらテキストが扱っている児童文化財の具体的内容をまとめたものが表1である。

表1を概観すると、いくつかの特徴や変化が見えてくる。まず、児童文化財として絵本などの文学あるいは児童出版物が主流を占めていることである。さらに、パネルシアターやエプロンシアターが、近年では児童文化財として保育の場に定着している。また、コンピュータを中心とする今日の情報化社会を背景としてゲーム、コンピュータが登場している。子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境に対応した変化である。

では、これら児童文化財が「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」ではどのように位置づけられているのであろうか。

2. 「幼稚園教育要領」にみる児童文化財

改訂、告示された2018年度版「幼稚園教育要領」¹⁾全文から児童文化財の内容を抽出し、まとめたものが表2である。

このたびの改訂では、「第1章総則」に、幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられた。そして、幼稚園教育の基本を踏まえ、育みたい資質・能力を

一体的に育むよう努めるものとして、以下の三つの柱に整理された。これらは第2章に示された5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）の教育内容として示された「ねらい及び内容」に基づく活動全体によって育むものとされた。

- ① 「知識及び技能の基礎」(豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分ったり、できるようになったりする)
- ② 「思考力、判断力、表現力等の基礎」(気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする)
- ③ 「学びに向かう力、人間性等」(心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする)

さらに、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、それらの資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・模範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、方式や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目で示した。そのうち以下に示す「(9)言葉による伝え合い」に、「絵本」、「物語」といった記載が見られた。

「言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。」

また、このたびの改訂にあたっては、教育内容の主な改善事項として「伝統や文化に関する教育の充実」が新たに付け加えられた。伝統や文化については次のように教育基本法にも謳われている。

児童文化財の活用を考える

表1. 「児童文化」テキスト類にみる児童文化財

書名	著者・编者	出版社 出版年	児童文化財の内容
『児童文化』	中山 茂	朝倉書店 1970	口演童話, 紙芝居, 人形劇 (指遣い人形劇やペープサートを含む), 児童劇, 子どもの歌, 玩具, 児童図書, 絵本と童画, 児童漫画, 映画と幻灯, ラジオ, テレビ, 児童雑誌, 児童新聞
『児童文化』	滑川 道夫 中川 正文	東京書籍 1975	玩具 (遊具), 絵本, お話・ストーリーテリング, 児童文学, マンガ, 児童雑誌・児童新聞, ラジオとテレビ, 紙芝居, 人形劇, 演劇, 映画, 音楽, 遊戯
『新訂 児童文化概論』	原 昌 編	建帛社 1986	図書, 雑誌, 新聞, 映画, ラジオ, テレビ, 漫画, 児童劇, 人形劇, 影絵, 紙芝居, お話 (ストーリーテリング・口演童話), 玩具, 遊具, 音楽, 舞踊, 造形
『現代幼児教育研究シリーズ 19 児童文化』	岸井 勇雄 大久保 稔	チャイルド 本社 1986	玩具・遊具, 紙細工・折り紙, お話, 絵本, 幼児画, 歌・踊り, 児童演劇, 劇遊び, 人形劇, 紙芝居
『児童文化の研究』	斎藤 良介 角尾 和子 編	川島書店 1987	玩具, 絵本, 紙芝居, 伝承遊び, 遊び場, 近所遊び, テレビ (放送文化), 子どもの歌
『児童文化論』	星 美智子 小山 望 他	同文書院 1990	玩具・遊具, お話, 絵本, 図書, マンガ, レコード, ラジオ, CD, テレビ, ビデオ, テレビ・ゲーム, カメラ, 幼児画・造形, 音楽・ゆうぎ, 劇遊び, 児童劇, 学校劇, 人形劇, 紙芝居
『新 保育と児童文化— 保育文化を育む—』	森上 史朗 編	学術図書出版 社 1995	玩具, 遊具, 絵本, 幼年童話, マンガ, 紙芝居, 人形劇, 影絵, ペープサート, テレビ, 視聴覚教材
『児童文化』	三上 利秋	保育出版社 1995	絵本, 玩具, 児童文学, 紙芝居, スライド, OHP, 人形劇, 影絵, エプロンシアター, パネルシアター, あやとり, 折り紙, 手遊び
『改訂版 児童文化』	岸井 勇雄	チャイルド 本社 2000	遊び, 玩具・遊具, 紙細工・折り紙, お話, 絵本, 幼児画, 歌 (子どもの歌, わらべうた)・踊り, 児童演劇, 劇遊び, 人形劇 (ペープサート, 影絵), 紙芝居, 活字メディア (児童雑誌, 児童新聞, 映画, ラジオ, テレビ)
『実習に行く前に知っておきたい保育実技 児童文化財の魅力とその活用・展開』	久富 陽子 編	萌文書林 2002	お話, 絵本, 紙芝居, 手遊び, ペープサート, パネルシアター, エプロンシアター, ゲーム, 折り紙
『児童文化がひらく豊かな保育実践』	中坪 史典	保育出版社 2009	絵本, 紙芝居, 童話, 人形劇, エプロンシアター, パネルシアター, ペープサート, 手遊び, 玩具, 伝承遊び, わらべうた, 折り紙, あやとり, ゲーム, コンピュータ, 伝承文化・年中行事, 児童文化施設
『演習 児童文化 保育内容としての実践と展開』	小川 清美	萌文書林 2010	おはなし, 絵本, 紙芝居, パネルシアター, ペープサート, エプロンシアター, 人形遊び, 劇遊び, 玩具・遊具, 伝承遊び
『ことばと表現力を育む児童文化』	川勝 泰介 浅岡 靖央 生駒 幸子 編	萌文書林 2013	わらべうた, あそびうた, ことばあそび, おはなし, 絵本, 童話, 紙芝居, 人形劇 (パペット, マリオネット), ペープサート, パネルシアター, エプロンシアター, おもちゃ
『新版児童文化』	皆川 美恵子 武田 京子 編	ななみ書房 2016	わらべうた, おはなし, 紙芝居, 人形劇 (ペープサート, パネルシアター, エプロンシアター, 手袋人形劇), 絵本, 幼年文学, おもちゃ

表2. 「幼稚園教育要領」にみる児童文化財に関わる記載

領域	ねらい・内容・ 内容の取扱い	記 載 事 項
環境	内容の取扱い	(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
言葉	ねらい	(3) 日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
	内容	(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。
	内容の取扱い	(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験を結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。 (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
表現	内容	(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
	内容の取扱い	(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したり、表現する過程を大切に、自己表現を楽しめるように工夫すること。

教育基本法 第1章 教育の目的及び理念

にすること。」

(教育の目標)

第2条

ここでは、児童文化財である「唱歌」、「わらべうた」

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

た」、「伝統的な遊び」が取り上げられている。

次に領域「言葉」を見てみると、その「内容」、「ねらい」、「内容の取扱い」には、「絵本」、「物語」が位置づけられていることが確認された。さらに、表2に見られる「内容の取扱い(4)」は現行の2009年度版「ねらい(3)」に新たに付け加えられた文言にあわせた新規記載事項である。

その内容を領域「環境」に置き、以下のように示されている。

「内容(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」

「ねらい(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。」(2009年度版)

↓

「内容の取扱い(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるよう

「ねらい(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。」(下線は筆者による)

「内容の取扱い（４）幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」

ここに見られる「言葉遊び」は、表１にある川勝らが児童文化財として挙げている「ことばあそび」である。

また、領域「表現」の「内容」、「内容の取扱い」に、「歌」、「遊具」が取り上げられていた。

このように、「幼稚園教育要領」においては、改訂にあたっての新規記載事項に、これまで取り上げられなかった「唱歌」、「わらべうた」、「伝統的な遊び」、「言葉遊び」といった児童文化財の記載が見られた。

わらべうたは子どもたちの遊びや生活の中から自然発生的に生まれ、伝承されてきた歌であり、旋律やリズムには日本の伝統音楽の特徴がみられる。わらべうたによって子どもたちは、音感覚を身に付け、表現力を培っていくことにもなる。また、伝統的な行事に合わせた遊びとしてはコマ回しや凧揚げなどが推察される。言葉遊びには、なぞなぞ遊びやしりとり遊び、早口言葉遊びなどがある。子どもたちは、言葉の持つリズムやイメージの広がり、音節分解による言葉の仕組みなど、遊びを通して発見していく。絵本や物語に描かれた響きの良い言葉やオノマトペなど、繰り返し耳にし、自ら言葉にすることによって、言葉の感覚を豊かにしていくとされている。

3. 「保育所保育指針」にみる児童文化財

「保育所保育指針」が改訂された平成20年以降、子ども・子育て支援制度の施行、子育て家庭を取り巻く環境の変化、1、2歳児を中心に大きく増加した保育所利用児童数と地域型保育事業などによる多様な保育の現状など、保育をめぐる近年の状況は大

きく変化しているとして、「保育所保育指針」の改訂が図られた。

このたびの改訂では、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、2018年度版「保育所保育指針」²⁾にも「資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられた。5領域に沿って「幼稚園教育要領」の教育内容との整合性が図られることになり、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、いずれの施設に通う子どもについても、同等の内容での教育活動が確保されることになった。さらに、これまで子どもの発達を8つの区分で示すものの保育内容については共通の記載となっていたものを、乳児、1歳以上3歳未満児の特徴を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設け、保育に関する記載を充実させた。そのため、乳児の保育を主体とした保育内容の「ねらい」及び「内容」については、「健やかに伸び伸びと育つ」（身体的発達に関する視点）、「身近な人と気持ちが通じ合う」（社会的発達に関する視点）、「身近なものに関わり感性が育つ」（精神的発達に関する視点）の3つの視点でまとめられている。1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育に関わる保育内容については5領域で示されているが、記載内容は別である。

全文から、児童文化財の内容が記載されている箇所を抽出し、まとめたものが表3である。

乳児保育においては、「身近なものに関わり感性が育つ」「内容」及び「内容の取扱い」において、「玩具」、「絵本」、「あやし遊び」、「歌」の記載が見られた。

1歳以上3歳未満児保育にあつては、領域「環境」の「内容」に、「玩具」、「絵本」、「遊具」といった内容が見られた。また、領域「言葉」の「ねらい」、「内容」に「言葉遊び」、「絵本」、「物語」、「紙芝居」、領域「表現」の「内容」に「歌」、「手遊び」の記載が散見された。

3歳以上児保育にあつては、「幼稚園教育要領」に準じた内容が見られた。

表3. 「保育所保育指針」にみる児童文化財に関わる記載（保育に関するねらい及び内容）

領域	ねらい・内容・内容の取扱い	乳児	1歳以上3歳未満児	3歳以上児
身近なものに関わり感性が育つ	内容	①身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ③保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。 ④玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。 ⑤保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。		
	内容の取扱い	①玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。		
人間関係	内容			⑫共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
環境	内容		②玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。	⑧身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
	内容の取扱い		①玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。	④文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
言葉	ねらい		①言葉遊びや言葉で、表現する楽しさを感じる。 ③絵本や物語に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。	③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。
	内容		④絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。	⑨絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
	内容の取扱い			③絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しさを十分に味わうことによつて、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。 ④子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
表現	内容		④歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。	⑥音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
	内容の取扱い			③生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な教材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

4. 領域「言葉」にみる絵本、物語

(1) 絵本

香曾我部は、絵本とは、「絵（視覚表現）と詞（言語表現）」という、異なる二つの要素が互いに調和結合した、本（書籍）という形態を持つ表現メディアである。」と定義し、「子どもにとって一つの体験をもたらすもの」であり、「絵と言葉が互いに補完し合い」、「ページをめくることによってドラマが生み出される」、それが「絵本の構造を決定づけ」るものであるという³⁾。「絵と詞の調和融合」あるいは「絵と言葉が補完し合う」ということは、鈴木と言葉を借りると、「ことば」と「絵」の「双方で物語る」ということである⁴⁾。絵を見て物語世界を楽しむという点で、絵本的要素を持った絵本の祖型は、17世紀ごろにおける「一枚絵」とであるとされる。鈴木は、絵本は「物語る」という絵の役割の原点をもつものであるという。「絵本の絵は、ページをめくりとともに自立して物語を展開する力を持ち、「絵が連なり、場面と場面がどう作用し合うかによっても、多くのことを絵本は物語る」としている。さらに、「ことばの行間や絵の余白なども語っているし、ことばと絵の組み合わせが、ことばだけや絵だけでは表現できないものを表すこともあり、本という形態を持つ、「ことばや絵だけではなく、大きさ、版型、紙の質感、文字のレイアウトなど、本全体で物語る」と述べている⁴⁾。

では、そのような絵本の役割は「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」においてどのように記載されているのか。ここでは、領域「言葉」における絵本の役割や子どもとの関わりについて、「保育所保育指針」から読み取っていくことにする。まず乳児では、表3のように、「身近なものに関わり感性が育つ」領域に、生活用具や玩具などとともに物的環境の一部として挙げられている。乳児の「興味や好奇心をもつ」対象であり、保育士等と一緒に「見る」ものとされている。1歳以上3歳未満児になると、領域

「環境」において、興味を持ち、「遊びを楽しむ」道具として記載されている。絵本や玩具、あやし遊び、歌などの「内容」の記載から、「身近なものに関わり感性が育つ」領域は、5領域の「環境」と「表現」への連続性が図られていることがわかる。今回の改訂でも「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わっていない。

物的環境としての絵本は、「子ども—絵本」の二項関係でしかない。あるいは「子ども→絵本」、「保育士等→絵本」という共同注視が起こることも考えられる。「保育士等と一緒に絵本などを見る」ことからやがて、領域「言葉」に見られるように、「親しむ」存在となっていく。「子ども—絵本」の関係から「子ども—絵本—保育士等」の三項関係へと発展していく。おもちゃとしての存在からやがて大人がそこに介在することによって、絵本が書物文化となり、いわゆる絵本の読み聞かせが始まっていく。

絵本の読み聞かせや紙芝居を楽しむ中で「簡単な言葉を繰り返したり、模倣したりして遊び」、「言葉のやり取りを通じて」身近な保育士等と「気持ちを通わせ」ていくとしている。絵本を見ながら言葉のやり取りを楽しむことにより、絵本は子どもと保育士等との人間関係を親密にしていく仲立ちとしての役割を果たす。

3歳以上児になると、絵本や物語などで「内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らせたりすること」で「楽しみを十分に味わい」、「豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」が挙げられている。また、絵本や物語、言葉遊びなどを通して、「言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現」など「言葉が豊かになるようにし」、「使う楽しさを十分に味わうようにすること」としている。

絵本は、豊かな人間関係の構築、言葉に対する感覚や豊かな言葉、イメージ形成などに役割を果たすとされているのである。

自分の経験と絵本を重ね、経験していないことは想像力を働かせながらイメージを形作っていく子どもにとって、絵本の絵はイメージ化を助けるだけで

はなく、イメージ化の方法も示していると考えられる。また、イメージを伴って言葉の響きやリズムを感覚的に楽しませてくれる言葉にオノマトペ（擬音語・擬態語）があるが、言葉に対する感覚を育むためには、それらが効果的に使われている絵本、簡単な言葉の繰り返しが出てくる絵本、言葉遊びが楽しめる絵本、あるいは詩の絵本など様々な絵本の活用が望まれる。

「言葉」の領域と深い関わりを持つ絵本であるが、保育活動と「言葉」との視点から、永野は、絵本の特性と子どもの中に育っていくものについて、①語彙を豊かにし、言葉で表現する力を育てる、②感動する心が育ち、情緒が安定する、③想像力を豊かにする、④知的な関心を育てたり、満足させたりする、⑤経験を再認識することによって知識や理解を深める、⑥絵本の内容を他の活動で表現しようとする意欲を育てる、⑦文字に関心を持つ、⑧絵本を大切に扱うことを知らせる、の8つを挙げている⁵⁾。

ここで永野が挙げている絵本の特性は、領域「言葉」だけにとどまらず、他領域との関わりにおいても捉えることができる。永野のいう「言葉で表現」、「他の活動で表現」することは領域「表現」そのものであり、「情緒の安定」は健康な心と体を育てる「健康」に関わりを持つ。「知的な関心」、「文字への関心」は様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる「環境」に、そして「絵本を大切に扱う」ことは望ましい習慣や態度を身につける「人間関係」に繋がっていく。このように絵本の特性を捉えていくと、保育内容において、絵本は5領域全てを包含した児童文化財であると言える。

(2) 物語

「絵本や物語に親しみ」と記載されているように、絵本や物語は領域「言葉」において活用が望まれる児童文化財である。表1の児童文化財の内容に「物語」という言葉は確認されていないが、古くは中山の「口演童話」であり、それ以降の「おはなし」が該当する⁶⁾。中山は、口演童話は2つの意味を持つ

として、1つは話す童話としての口演童話であり、2つ目は読まれる童話としての童話文学や創作童話だと述べ、口演童話が形式的に分化したものが、童話、朗読、絵ばなし、紙芝居、ペープサート、人形劇だとしている⁶⁾。

松岡は、子どもにとってお話とは、「ことばだけを頼りに、自分の想像力を働かせて物語を絵にし」、「お話が進むにつれて、その絵を、自分で動かしていく」作業であるという⁷⁾。さらに、その作業は苦勞が多く、生活経験の少ない子どもが描くイメージは時に間違っていたりとんでもないものであったりするかもしれないが、「自分で描くということに大きな意味がある」として、イメージが与えられるだけの物語のテレビ化を憂いている⁷⁾。さらに、「さまざまな心の動きを駆使して、能動的に聞く力を身に付ける」とし、お話が子どもの中に育てる力として次のようにまとめている⁸⁾。

- ・想像力を育てる
- ・考える力（ものごとの核心に注意を集中し、それを持続して、ひとつのことを追求する力）を育てる
- ・聞き手と話し手、あるいは聞き手同士の間関係性を育てる（そはくな、人と人とのコミュニケーションのよさを体得させる）
- ・ことばの力（語い、語感）を育てる
- ・お話を楽しむ力を育てる
- ・字の読めない子にも文学を楽しむことを可能にする

松岡は、たとえ誤ったイメージであろうと、子どもが自分で描くところに意味があるとしたが、川勝らは、児童文化財には視聴覚メディアが多いとし、人生経験が浅いために言葉の持つイメージ形成力が乏しい幼い子どもたちには、音声として捉えた言葉だけでは大人のようにイメージを思い浮かべたり、広がりを持つことが困難であり、彼らの乏しいイメージ形成力や語彙の貧しさを補うために視覚に訴える必要がでてくると述べている⁹⁾。

このことは「保育所保育指針」にも見ることができる。1歳以上3歳未満児の領域「言葉」の「内容」に「絵本や物語を楽しむ」と記載されており、その「内容の取扱い」には、「絵本や紙芝居に親しむ」とある。イメージ形成力の弱いこの時期、物語を具体的な視覚映像にするメディアとして、現行の「保育所保育指針」改訂の際に姿を消した紙芝居が再び取り挙げられているのである。紙芝居は、絵本が本来個人を対象として作られているのに対し、集団を主として考えられた児童文化財であるため、集団の場に適しているという利点がある。また、その特性は、絵本がページのめくりによって物語が進んでいくのに対し、画面を抜く技術や芝居形式によって物語が劇的に展開していくことにあり、子どもたちの心を引きつけていく。

物語を生み出すのは、絵本や紙芝居だけではなく、パネルシアター、エプロンシアター、ペープサートなどがある。これらはある種の出使いの人形劇であることから、顔を合わせてお話を語り、子どもたちの反応を受け止めながら言葉のやり取りも行われ、親密な人間関係が生まれてくる。人形を使ったシンプルな場面を作り出し、視覚に訴えて物語を進めていくことは、視聴覚メディアとして幼い子どもたちの乏しいイメージ形成力や語彙の貧しさを補ってくれることにもなる。人形などの小道具を一切使わず、物語を覚えて語る「お話」と比べると、パネルシアター、エプロンシアター、ペープサートなどは比較的取り扱いやすい児童文化財であるが、演じる点では表現技術も必要とされる。それぞれの特性を生かした効果的な演じ方や物語を進行させていくための言葉による表現力である。鈴木（2014）は、絵本を「物語るメディア」とした際、物語とは、「あるまとまりをもった内容のことを話すこと、語ることを指す。筋があり、話の展開をもつが、主人公の行動を軸として始まりと終わりをもつものが多く」、「読み手が聞き手に向けて語るという形をもつ」と述べている¹⁰⁾。筆者がここでいう言葉による表現力とは「聞き手に向けて語る」ということであり、パネル

シアター等の視聴覚メディアでもある児童文化財にはこの表現技術が求められると考えている。「物語」とは「物語る」ことであり、絵本の読み聞かせも「物語る」ことである。子どもにとって言葉による働きかけは重要であるが、「言葉の刺激の量ではなく質」であるとするのは上田である。上田は、「語るとは、聞く者と語る者との間に言葉が往復し、心が交流することであり、子どもには、「対話を通して耳から聞く、どっしりとした存在感のある言葉の世界を体験させたい」とし、さらに「静けさは、相手から語られる言葉に敏感になり、その言葉を心に届けさせる時間や子どもの主体的な自己表現を生み出す時間のゆとりを与える」と述べている¹¹⁾。十分な「物語」と「物語る」ことが子どもの言葉を豊かにしていくのである。

おわりに

絵本や物語の役割について述べてきたが、是澤は、幼児のことばの育ちとの関わりという視点から、児童文化財の意義を①ことばの意味やイメージを直接・間接的に提示する、②想像力・理解力・思考力が育つ、③心を揺さぶり、表現意欲を刺激する、④信頼関係の基礎をつくり、人との結びつきを深める、の4点にまとめている¹²⁾。

言葉の獲得には、モノを媒介とした他者（保育の場にあっては先生であったり保育士等であったり）の存在とそこでの関わりが必要である。言葉のやり取りを通して生まれる信頼関係も重要となってくる。領域「言葉」では、媒介となるモノとして絵本や物語、紙芝居といった児童文化財が見られたが、他領域に見られたあやし遊び、わらべうた、手遊びといった児童文化財も子どもの言葉の発達に関わっている。

大人が乳児をあやし、乳児は大人からあやしかけられるのを楽しむ遊びがあやし遊びであり、この乳児と触れ合って遊ぶあやし遊びはやがてわらべうた遊びへと発展していく¹³⁾。わらべうたの始まりは、

言葉に自然な抑揚やリズムが生じたものである。乳児への働きかけの言葉や子どもたちの自発的、創造的な遊び歌は言葉だけではなく人間関係も築いていく。わらべうたは日本語特有の言葉の世界である。わらべうたには動作が伴うが、動作と言葉の模倣が伴う手遊びや、乳児と触れ合って遊ぶあやし遊びも言葉の獲得に繋がっていく。手遊びは指と手で何かに見立て、イメージを楽しむ遊びである。動作が伴うことによって、言葉へのイメージは広がりを見せていく。保育の現場では絵本の読み聞かせの前など、子どもを集中させる手段としての活用が主にみられるが、言葉との関わりから捉えた活用も必要なのである。

領域「言葉」に視点をおいて児童文化財の活用を調査・分析したが、このたびの改訂により、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」ともにこれまで取り挙げられなかった児童文化財が散見された。児童文化財の活用は言葉だけに止まるものではなく、また、領域も個別に取り挙げるものではない。児童文化財を活用した保育実技が絵本の読み聞かせだけに留まってしまうものでもない。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関わりから効果的な活用にあっては、児童文化財それぞれの特性を理解し、その技術や方法を習得するだけではなく、各児童文化財の性格にふさわしい内容を選ぶよう吟味する必要がある。その児童文化財の活用によって、子どもの何が育ったのか、何ができるようになったのか、子どもの主体的な関わりはどうであったのか、今後どのように進めていくのかなどである。子どもの発達を踏まえた言語環境を整え、保育者自身が感動を子どもたちと分かち合い、ともに成長していこうとする姿勢をもって言語活動の充実を図ることが大切であり、「物語る」表現者であることも求められると考える。「環境を通して行う教育」のためには、環境の整備、工夫も必要である。小学校との連携も視野

に入れた効果的な活用も考えていかなければならない。本稿ではそれらについて課題を残すこととなったが、保育者養成校における筆者の今後の指導への課題でもあると捉えている。

引用・参考文献

- 1) 『幼稚園教育要領』文部科学省告示第62号、フレール館、2017。
- 2) 『保育所保育指針』厚生労働省告示第117号、フレール館、2017。
- 3) 香曾我部秀幸・鈴木穂波編・著『絵本を読むこと「絵本学」入門』、翰林書房、2012、pp.10-12。
- 4) 鈴木穂波「物語るメディア」、中川素子編『絵本学講座1 絵本の表現』、朝倉書店、2014、pp.54-55。
- 5) 永野泉「児童文化財を通しての援助と関わりⅡ 絵本」、岡田明編『子どもと言葉』、萌文書林、2008、pp.109-110。
- 6) 中山茂『児童文化』、朝倉書店、1970、pp.87-90。
- 7) 松岡享子『楽しいお話2 お話とは』、東京子ども図書館、1974、pp.35-36。
- 8) 同上、p.62。
- 9) 川勝泰介・浅岡靖央・生駒幸子編著『ことばと表現力を育む児童文化』、萌文書林、2013、pp.27-28。
- 10) 前掲書4)、p.54。
- 11) 上田哲世「第8講 家庭生活における言葉」、岸井勇雄他編『改訂版言葉』、チャイルド本社、2001、pp.134-135。
- 12) 是澤優子「第9章ことばと文化財」、高杉自子・戸田雅美編『新訂幼児教育法シリーズ 言葉の獲得に関する領域 言葉』、東京書籍、2000、p.103。
- 13) 勅使千鶴『子どもの発達と遊びの指導』、ひとなる書房、1999、p.71。